

医療機関における診療録の開示に係る実態調査結果

平成29年11月調査
医療指導課

【調査結果】

1 診療録の開示に関する手続について (回答：28機関)

手続きを定めている。	28機関 (100.0%)
------------	---------------

2 診療録の開示の方法について (回答：28機関)

診療録の写しの交付のみによって行っている。	2機関 (7.1%)
各患者等の希望に応じて、閲覧又は診療録の写しの交付によって行っている。	23機関 (82.2%)
その他(開示例がない等)	3機関 (10.7%)

3 診療録の開示の際の医師の立会について (回答：28機関)

患者等からの求めの有無に関わらず、診療録の開示の際、医師の立会を必須としている。	2機関 (7.1%)
患者等からの求めがあれば、診療録の開示の際、医師を立ち合わせ、説明を行っている。	19機関 (67.9%)
患者等からの求めの有無に関わらず、診療録の開示の際、医師の立会や説明は行っていない。	3機関 (10.7%)
その他(閲覧の場合、病院長が指名した職員を立ち合わせる等)	4機関 (14.3%)

4 診療録の開示に要する費用について

(1) 診療録の開示に要する費用について (回答：28機関)

費用を定めている。	27機関 (96.4%)
費用を定めていない。	1機関 (3.6%)

(2) 診療録の開示に要する費用の設定の考え方について (回答：27機関)

国の指針を踏まえて実費を勘案した合理的な範囲内の額で定めている。	27機関 (100.0%)
----------------------------------	---------------

(参考) 開示手数料の状況(税抜)

開示手数料	なし	1円～ 999円	1,000円～ 1,999円	2,000円～ 2,999円	3,000円～ 3,999円	4,000円～ 4,999円	5,000円～ 5,999円
医療機関数	18 (66.7%)	2 (7.4%)	1 (3.7%)	4 (14.8%)	1 (3.7%)	0 (0.0%)	1 (3.7%)

※各医療機関ともに開示手数料の他に、別途、コピー代等を徴収している。

【調査の概要】

- 1 調査の目的 診療録の開示に関して厚生労働省が示す「診療情報の提供等に関する指針」に示された対応がなされていない事例が見受けられたことから、県内の各医療機関における診療録の開示に係る実態調査を実施したもの。任意調査として実施。
- 2 調査の対象 県内の病院(44機関)
- 3 調査の実施日 平成29年11月
- 4 調査の方法 調査票を郵送、ファクシミリ又は電子メールにより回収
- 5 結果の集計 調査客体44機関中、28機関から回答有(回答率 63.6%)